都留市地域クラブ活動推進協議会

一基本方針一

休日の地域クラブ活動は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、将来にわたり、本市の子供たちが豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保する。

1. 目指すところ

- ・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、休日の中学校部活動の地域 移行を推進する。
- ・本市の教育振興基本計画にある「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」を推進する。
- ・子供たち(中学生)が、仲間や異世代との交流の中で、ともにスポーツや文化芸術に親しむ、 楽しむ、支え合う、育てるなどの様々な体験ができる環境の整備を目指す。
- ・中学生が、休日の地域クラブ活動と平日の学校部活動に違和感なく参加でき、多様なニーズ に対応できる持続可能な体制を築く。

2. 実施時期

令和5年度よりできるところから実施をはじめ、令和7年度までは、中学生が平日と休日の活動が連携できるよう、学校部活動と地域クラブ活動が互いに併存する形とし、地域での活動が可能な種目・活動から地域に移行し、令和8年度からの休日については、学校部活動を廃止し、地域クラブ活動の完全実施を目指す。

3. 運営団体・実施主体について

運営団体は、まず教育委員会が主体となり、体制整備を進める。同時に、スポーツ協会を含めた団体が、運営団体の担い手となるよう体制整備に取り組む。

実施主体については、都留市スポーツ協会・都留市文化協会及びその加盟団体、都留アスリート倶楽部、大学、スポーツ少年団、保護者会等と連携・協力し、今後よりよい体制を検討する。

運営団体・実施主体は、中学生のスポーツや文化芸術の活動機会をつくる。その際、中学生の多様なニーズに応えるような活動を意識して取り入れる。

運営団体・実施主体は、できるだけ学校間の差を無くし、市全体を視野に入れた活動を目指す。

4. 活動

- ・スポーツ庁及び文化庁の総合的なガイドライン等に基づき、活動を行う。
- ・週当たり2日以上の休養日を設定する。1日の活動時間の目安は平日2時間程度、休日3時間程度とする。
- ・地域クラブ活動は、学校その他の市の施設を利用する際には、施設使用の申請を行い、許可 を受けて利用する。
- ・生徒の活動場所までの移動については、保護者の送迎、自転車、電車やバス等を利用する。

・地域クラブ活動指導者は、学校部活動の意義や目的を理解したうえで、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指す。

5. 費用

原則、受益者負担とする。

会費について

(保護者) 指導や運営に対して、経費負担を行う。

(運営団体・実施主体) 年間を通して活動するに見合った金額設定を検討し、できるだけ早期に決定をする。

(教育委員会)経済的に困窮する世帯の参加費用負担を軽減するなどの財政支援を検討し、 実施する。

6. 指導者の質と量の確保

- ・市並びに関係団体は、指導者バンクやスポーツ協会、文化協会、大学、スポーツ少年団等に 働きかけ、地域クラブ活動指導者の確保に協力する。
- ・指導を希望する教員が兼職兼業の許可を受ける手続きを整備する。
- ・運営団体・実施主体は、日常的に学校など関係団体や地域と情報交換を行い、連携強化を図り、適切な地域クラブ活動指導者の確保に努める。また、地域クラブ活動指導者に対して、活動方針の共有並びに市や上部団体等が実施する研修等を通じて、指導力等の資質向上を図る。
- ・各学校は、平日指導を行う顧問と地域クラブ活動指導者が連携して指導に当たれるよう、関係団体や運営団体・実施主体に協力する。

7. 大会参加

- ・コンクール等及び小中学校体育連盟主催の大会においては、大会規定等に従い、学校単位及 び合同チーム等での参加とする。今後地域クラブ活動の参加が認められた場合は、大会規定 等に従い、参加をする。
- ・他の大会においては、中学生の志向やレベル、ニーズ等にあったコンクール、大会等を選択 し、希望する中学生が参加できることを目指す。
- ・地域の方が、応援できる体制づくりを目指す。

8. 地域協議会の位置づけ

- ・休日の部活動の地域移行に向けた推進計画を策定し、生徒や保護者、地域等の関係者に対し、 理解と協力を得られるよう取り組む。
- ・休日の部活動の地域移行に向けた取組の進捗状況等を検証し、必要に応じて改善を提案する。

(名称)

- 第1条 本活動の名称は、都留市地域クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という)とする。 (運営主体及び実施主体)
- 第2条 地域クラブ活動は、当面都留市教育委員会が中心となり、運営を行う。同時に、関係団体 と協力し、運営主体の体制整備に取り組む。
- 2 競技種目・活動別の地域クラブ活動については、民間事業者を含む関係機関で協議し、実施する。希望する中学生がスポーツや文化芸術活動に親しむことができる体制を整備する。

(活動方針)

第3条 地域クラブ活動は、都留市地域クラブ活動基本方針にしたがい、活動を行う。

(入会資格)

- 第4条 地域クラブ活動に入会できるものは、次の各号のすべてに該当する者とする。
 - (1) 本市立中学校の生徒又は本市内に在住する中学生
 - (2) 本規約に同意し遵守する意思のある者
 - (3) 保護者の同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会及び運営主体が入会の必要があると認める者には、入会 資格を付与することができる。

(入会手続)

- 第5条 地域クラブ活動に入会を希望する者の保護者は、入会申請書(様式1)に必要書類を添えて、運営主体に申請するものとする。
- 2 運営主体は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を審査する。
- 3 運営主体は、入会を認める者の入会申請書の写しを教育委員会に送る。

(個別地域クラブ活動への所属申請)

- 第6条 参加したい競技種目・活動がある会員は、希望する競技種目・活動を行う個別の地域クラブ活動(以下「個別地域クラブ活動」という)へ所属するものとする。
- 2 個別地域クラブ活動への所属は、当該会員の保護者が、所属登録申請書(様式 2)に必要事項 を添えて、個別地域クラブ活動に申請するものとする。
- 3 個別地域クラブ活動は、前項の規定による申請があったときは、別に定める個別地域クラブ活動の所属要件等に基づき、承認の可否を審査する。
- 4 個別地域クラブ活動は、入会を認める者の所属登録申請書の写しを、教育委員会及び運営団体 に送る。

(活動費等)

- 第7条 活動費の額は、別表のとおりとする。
- 2 前項の活動費は、当月分を当月末日までに、別に定める方法により支払うものとする。
- 3 第1項の活動費は、活動への参加不参加にかかわらず、これを徴収する。なお、第9条の規定 により参加を停止された場合も同様とする。
- 4 第1項の活動費のほか、個別地域クラブ活動の活動内容に応じて、ユニフォーム代、用具費、 大会参加費、交通費等の費用が発生することがある。

(活動費の還付)

- 第8条 活動費は、原則還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合には、運営主体は、活動費の 全部または一部を還付することができる。
 - (1) 気象及び災害等会員の責に帰さない理由により、1月以上活動ができなかったとき
 - (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会及び運営団体が特に必要があると認めたとき

(参加停止)

- 第9条 教育委員会及び運営団体は、次の各号のいずれかに該当する会員の個別地域クラブ活動への参加を、期間を定めて停止させることができる。
 - (1) 医師の判断により運動を制限させる等、活動により会員の健康が害される恐れがある場合
 - (2) 本規約を遵守しなかった場合
 - (3) 会員及び第三者等に迷惑となる行為等を行った場合
 - (4) その他教育委員会または運営団体が会員として相応しくないと認める行為を行った場合
- 2 教育委員会または運営団体は、前項の規定により、個別地域クラブ活動への参加を停止させる 場合には、別に定める参加停止通知書を該当者に通知する。

(休会)

- 第10条 月単位で、個別地域クラブ活動への参加を休止しようとする会員の保護者は、休止届(様式3)を個別地域クラブ活動に届け出るものとする。
- 2 個別地域クラブ活動は、休止届の写しを教育委員会及び運営団体に送る。
- 3 第7条第3項の規定にかかわらず、休会期間については、活動費を徴収しない。
- 4 第1項の規定による休会が長期に渡る場合は、教育委員会及び運営団体は、必要に応じて、他の会員の当該地域クラブ活動への所属を承認することができる。
- 5 第1項の規定により、休会している会員が、活動を再開しようとするときは、会員の保護者は、 再開届(様式4)を、個別地域クラブ活動に届け出るものとする。
- 6 個別地域クラブ活動は、再開届の写しを教育委員会及び運営団体に送る。
- 7 前項の規定により、活動を再開した会員は、活動を再開した月の分から、活動費を納付しなければならない。

(退会等)

- 第 11 条 所属する個別地域クラブ活動への参加を終了しようとする会員の保護者は、所属終了届 (様式5)を個別地域クラブ活動に届け出るものとする。この場合において、活動費は所属を終 了する日の属する月の分まで徴収する。
- 2 個別地域クラブは、所属終了届の写しを教育委員会及び運営団体に送る。
- 3 地域クラブ活動を退会しようとする者は、退会届(様式6)を運営団体に届け出るものとする。
- 4 運営団体は、退会届の写しを教育委員会に送る。
- 5 第1項から第4項の規定にかかわらず、会員が中学生でなくなった時点又は市外へ転出した時点で、退会とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、市外へ転出する者は、活動継続希望届(様式7)を個別地域クラブ 活動に届け出ることで、会員にとどまることができる。
- 7 個別地域クラブ活動は、活動継続希望届の写しを教育委員会及び運営団体に送る。

- 8 所属する個別地域クラブ活動への参加の終了と同時に、地域クラブ活動からの退会を希望する会員は、第3項の規定による退会届を届け出ることで、個別地域クラブ活動への所属を終了したものとみなす。
- 9 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会または運営団体は、当該会員を退会させることができる。
 - (1) 第9条第1項第2号から第4号までの規定により、個別地域クラブ活動の活動への参加を 停止されている会員が、停止期間後においてもなお改善が認められない場合
 - (2) その他教育委員会または運営団体が退会させる必要があると認める場合

(活動日等)

- 第12条 個別地域クラブ活動の活動日(以下「活動日」という)は、学校活動以外の時間(平日授業終了後または土曜日及び日曜日、祝日等)とする。
- 2 会員は、活動日に欠席する場合には、事前に、別に定める方法により、個別地域クラブ活動に 連絡するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会及び運営団体、個別地域クラブ活動は、別に連絡先を指 定することができる。

(活動の中止)

- 第 13 条 個別地域クラブ活動は、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。
 - (1) 気象及び災害等(感染症の感染拡大を含む)により、正常な活動が不可能であると認められるとき
 - (2) 活動を予定する施設または設備が使用できないとき
 - (3) 緊急または不測の事態により、指導者等が活動に従事することができないとき
 - (4) その他教育委員会または運営団体、個別地域クラブ活動が、活動を中止する必要があると認めるとき
- 2 前項の規定により、活動を中止する場合は、参加を予定する会員の保護者または会員本人に、 その旨の連絡を行う。

(会員情報等の取扱)

- 第 14 条 地域クラブ活動への入会時、個別地域クラブ活動への所属時、その他本活動に関し教育委員会及び運営団体、個別地域クラブ活動が取得した個人情報は、本地域クラブ活動の運営及び活動に必要な範囲内に限り利用できるものとする。この場合において、取得した個人情報を大会参加等のため、大会主催者等の外部へ提供することがある。
- 2 前項の規定により、個人情報を外部提供する場合には、個別地域クラブ活動等は、当該保護者 に対し、その旨の連絡を行う。
- 3 緊急時の連絡等、円滑及び便宜的な活動を図るため、希望する会員には、保護者の同意の下、 指導者に直接連絡できる方法を教示することができる。

(委任)

第 15 条 本規約に定めのない事項及び地域クラブ活動の運営上必要な事項は、教育委員会が別に 定める。

(規約の変更)

第 16 条 この規約を変更する際には、都留市地域クラブ活動推進協議会で協議し、その内容を変更することができる。

別表 活動費:金額は、今後検討予定。